

三重県いじめ防止基本方針(改定の概要)

《根拠》

○いじめ防止対策推進法 第12条

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

○三重県いじめ防止条例 第12条

県は、法第十二条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下この条において「県いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 県は、いじめに関する状況の変化を踏まえて、必要があるときは県いじめ防止基本方針を変更するものとする。

3 県は、県いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表するものとする。

1 本方針改定の趣旨（別添P1）

三重県いじめ防止条例の施行、いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）の改定、いじめの重大事態に関する調査のガイドライン（文部科学省）の策定を踏まえた内容に改定

2 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方（別添P1～4）

三重県いじめ防止条例の目的、基本理念、いじめの定義、いじめの理解

・「いじめ」にあたるか否かの判断についての考え方、具体的ないじめの態様等について記載

3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策（別添P4～9）

○いじめ早期発見のための措置

・毎学期に1回以上のアンケート調査や必要な面談を行うこと、スクールカウンセラー等の配置により、各学校及び中学校区の教育相談体制を充実すること、個人情報適切に保護すること等について記載

○いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上

・生徒指導担当者講習会の開催等、教職員の指導力向上を目指した研修の充実を図ること、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用による児童生徒の心のケアやいじめの防止等の支援について記載

○いじめの防止等のための啓発活動

・いじめ防止強化月間の取組、児童生徒や保護者が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる相談窓口やいじめからの救済に関する制度等の広報啓発について記載

4 学校が実施するいじめの防止等に関する施策（別添P9～16）

○学校いじめ防止基本方針の策定

・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、いじめへの対応が組織として一貫した対応になること等、学校いじめ防止基本方針を定める意義や、学校いじめ防止基本方針に記載すべき内容、策定時における保護者・地域住民との連携の必要性等について記載

○学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

・学校いじめ対策組織の必要性や、未然防止、早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組における、学校いじめ対策組織の具体的な役割等につ

いて記載

○学校におけるいじめの防止等に関する措置

・いじめの未然防止

児童生徒が相互に人権を尊重し、安心・安全に生活できる学校づくりや、いじめの防止に向けた児童生徒の主体的かつ自主的な活動の推進、学校として特に配慮が必要な児童生徒に対する対応等について記載

・早期発見

定期的なアンケート調査や教育相談の実施等によりいじめを積極的に認知することや、児童生徒の相談に対して迅速に対応することの必要性、正確な認知をするための留意点等について記載

・いじめに対する措置

いじめに対する学校の組織的な対応の必要性の記載

いじめの解消要件（以下2点）について記載

- ◆いじめに係る行為が止んで相当期間継続している。（少なくとも3か月）
- ◆被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。

5 重大事態への対処（別添P17～22）

○重大事態の定義や、児童生徒・保護者から重大事態との申立てがあったときの考え方等について記載

○「調査の組織」、「調査」、「調査結果の提供及び報告」等、重大事態が発生した際の対応の手順・内容等について記載

6 学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力（別添P22）

学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力